

請願・陳情參考資料

令和元年11月29日

総務部

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年-19 (元.11.19)	総務	桜を見る会の実態解明を 求める意見書の提出につ いて 倉吉市 足羽 佑太	総理大臣が主催する「桜を見る会」については、県は招待者の選定をはじめ開催に係る事務 に関与していないため、その詳細は承知していない。なお、報道によれば、政府は、来年度の 「桜を見る会」を中止した上で招待者の選定基準など開催要領の見直しを検討することとして いると承知している。
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>桜を見る会について、国に対し、①招待 者範囲の適正化、②不適切な招待の有無の 検証、③公文書の管理期間の見直し、④国 民への説明責任の全うを求める意見書を提 出すること。</p>			

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年-21 (元.11.28)	総務	鳥取県が保有する公用携帯電話等の実態把握等について 倉吉市 足羽 佑太	<p>【現状】</p> <p>ワンセグ機能付き携帯電話及びカーナビを所有する者が、放送法第64条第1項本文に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当するかを巡っては下級審で判断がわかれていたが、ワンセグ機能付き携帯電話については該当するとした東京高裁判決が本年3月12日最高裁第三小法廷決定により確定し、またカーナビについても同様に該当するとした本年5月15日東京地裁判決がある。</p> <p>本県においては、県がリース契約している公用車の15台にカーナビを設置しており、いずれも日本放送協会との受信契約を締結している。</p> <p>他方で、携帯電話については、NHKの受信契約が設置場所ごとに必要となること（ひとつの部屋に、テレビや、テレビ視聴可能なパソコンなどが複数あっても、その部屋に必要な受信契約は1件（NHKウェブサイトより）を踏まえ、各執務室に設置しているテレビに係る受信契約に包含されるものと解しているため、ワンセグ機能の有無については把握していない。</p> <p>(参考) 日本放送協会受信規約 (放送受信契約の単位)</p> <p>第2条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。</p> <p>2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。</p> <p>4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。</p>
<p>【陳情の要旨】</p> <p>放送法の規定により、テレビ放送の受信設備を保有していれば日本放送協会との受信契約が必要とされている。</p> <p>鳥取県が保有する公用携帯電話・カーナビについて、ワンセグ機能の有無を調査すること。</p>			